

明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事に係る一般競争入札における低入札基準価格及び最低制限価格（明石市契約規則（平成5年規則第10号）第8条に規定する低入札基準価格及び最低制限価格並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）について定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 市長は、明石市契約規則第7条第1項に規定する予定価格が200万円を超える工事に係る一般競争入札について、低入札基準価格及び最低制限価格を定めるものとする。ただし、単価契約については、執行予定総額が200万円を超える工事とする。

(低入札基準価格)

第3条 低入札基準価格は、別表の積算の種別欄に掲げる工事区分に応じ、次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した低入札基準価格が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する額を低入札基準価格とする。

- (1) 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。
- (2) 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）。

3 第2条ただし書きの単価契約工事の低入札基準価格にあつては、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- (1) 主工種（市が工事についての請負の契約を管理するときに用いている区分をいう。以下同じ。）が土木の場合 予定価格に10分の8を乗じて得た額

- (2) 主工種が建築又は設備の場合 予定価格に10分の8.5を乗じて得た額
(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 有効な入札参加者が4者以上ある場合 次のア又はイのうち、いずれか高い額

ア 有効な入札者のうち最低価格入札者から4番目に低い価格をもって入札した者までの入札価格を合計した額を4で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、10分の9.0を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- (2) 有効な入札者が4者未満の場合 前号イに定める額

2 第2条ただし書きの単価契約工事の最低制限価格にあつては、有効な入札者が5者以上ある場合に設けるものとし、次に掲げる額とする。有効な入札者が5者未満の場合は、最低制限価格を設けない。

- (1) 有効な入札者のうち最低価格入札者から5番目に低い価格をもって入札した者までの入札価格を合計した額を5で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

3 前各項の有効な入札者とは、次に掲げる各号を全て満たしている者とする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の入札であること。
(2) 参加資格要件に定める明石市競争入札等参加資格者名簿の登録内容、地域区分及び品質評価点の条件が合致していること。
(3) 入札額と内訳書の金額が一致していること。
(4) 関係法令等に基づく適正な資格等を有していること。

4 前項に規定する要件を満たさない者がある場合は、当該入札者の入札金額を除き、第1項又は第2項の規定により最低制限価格を算出する。

(落札者の決定方法)

第5条 落札候補者の決定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、当該入札者を落札候補者とする。

- (2) 最低価格入札者の入札価格が低入札基準価格未満であり、かつ最低制限価

格以上の場合は、当該入札者を落札候補者とする。

(3) 前条第2項の有効な入札者が5者未満の場合、最低価格入札者を落札候補者とする。

(4) 入札価格が最低制限価格未満の入札者は失格とする。

2 前項第4号の定めにより最低価格入札者が失格となった場合、他に有効な最低価格入札者（以下、「次順位者」という。）に対して前項の規定を適用し、次順位者が落札候補者となるまで繰り返し準用する。この場合、失格者を除いた最低制限価格の再計算は行わない。

3 第1項に定める落札候補者に対し、前条第3項に規定する以外の参加資格（施工実績、技術者の資格等）を事後に審査（以下「事後審査」という。）し、全てを満たした場合は落札者とする。事後審査の結果、落札候補者が無効となった場合は、次順位者の事後審査を実施し、落札者が決定するまで繰り返す。

（低入札契約の手持制限）

第6条 低入札契約の手持制限とは、適正な品質や施工の確保を目的に、同一の契約の相手方との低入札基準価格を下回る額での契約件数（手持件数）を制限するものである。

低入札契約の手持件数とは、その者がすでに本市と契約している工事について、低入札基準価格を下回る価格で契約し、工事検査済証が交付されていないものの件数をいう。

2 低入札契約の手持制限の対象工事は、予定価格5,000万円以上の工事とする。ただし、単価契約については、執行予定総額が200万円を超える工事とする。

3 低入札契約の手持件数の上限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に登録している建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者の人数（以下「技術職員数」という。）が10人以下の場合 1件

(2) 技術職員数が11人以上20人以下の場合 2件

(3) 技術職員数が21人以上の場合 3件

3 契約を担当する課長（以下、「契約担当課長」という。）は、入札の結果、落札候補者の低入札契約の手持件数が上限を超えない場合は、落札者とする。

4 契約担当課長は、入札の結果、落札候補者の低入札契約の手持件数が上限を超える場合は、最低価格入札者を失格とする。

(入札参加者への通知)

第7条 契約担当課長は、低入札基準価格を設けた場合においては、入札の公告において、その適用があることを明記し、入札前に周知を図るものとする。

(入札の執行)

第8条 入札の結果、低入札基準価格を下回る入札が行われた場合においては、契約担当課長は、入札参加者に対して落札保留する旨を宣言し、入札結果については、落札者決定次第、明石市ホームページにおいて公表する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(適正施工についての誓約書)

第9条 低入札基準価格を下回る額で落札者となった場合は、別に定める「適正施工についての誓約書」を契約締結時までに提出するものとする。なお、適正施工についての誓約書が提出されなかった場合は、入札を無効とし、別に定める「明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号ア」の規定により3か月の指名停止とする。

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

別紙(第3条関係)

低入札基準価格の算定表

低入札基準価格及び固定型最低制限価格の算定式における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」には、工事費の積算に用いる費用(下表【 】内)を下表のとおり取り扱う。

積算の種別		「直接工事費」	「共通仮設費」	「現場管理費」	「一般管理費」	
①	一般土木工事	【直接工事費】+【スクラップ控除】	【共通仮設費】	【現場管理費】	【一般管理費等】	
②	建築工事、 建築設備工事	A 一般工事	【直接工事費(営繕基準)]×9/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)]×1/10 +【現場管理費(営繕基準)]	【一般管理費等】
		B 昇降機設備工事その他の 製造部門を持つ専門工事 業者を対象とした工事	【直接工事費(営繕基準)]×8/10	【共通仮設費】	【直接工事費(営繕基準)]×2/10 +【現場管理費(営繕基準)]	【一般管理費等】
③	鋼橋製作の工場製作 (仮設工事及び一般土木を含む)	【純工事費】+【直接工事費】	【共通仮設費】	【工場管理費】+【現場管理費】	【一般管理費等】	
④	土木 電気機械	A 一般工事	【直接製作費】+【直接工事費】 ただし、 【直接製作費】=「機器単体費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「機器単体費」×1/10	【工場管理費】+【現場管理費】 +【機器間接費】 ただし、 【工場管理費】=「機器単体費」×2/10	【一般管理費等(機器単体費)] +【一般管理費等(工事費)] ただし、 【一般管理費等(機器単体費)]=「機器単体費」×1/10
		B 鉄塔・反射板工事	【工場塗装費】+【材料費】+【製作費】 +【直接工事費(架設)] ただし、 【材料費】+【製作費】=「鉄塔製作費」×6/10	【間接労務費】+【共通仮設費】 ただし、 【間接労務費】=「鉄塔製作費」×3/10	【工場管理費】+【現場管理費】 ただし、 【工場管理費】=「鉄塔製作費」×1/10	【一般管理費等】
⑤	土木 機械設備工事	【直接製作費】+【直接工事費】	【間接労務費】+【共通仮設費】	【工場管理費】+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【一般管理費等】	
⑥	機械設備点検・整備業務	【材料費】+【直接経費】 +【直接労務費】+【塗装費】	【共通仮設費】	【現場管理費】+【点検整備間接費】 +【技術調査費】	【一般管理費等】	
⑦	廃棄物処理事業/下水道事業/水道事業 プラント電気設備工事・プラント機械設備工事	【機器費】×6/10+【直接工事費】 +【スクラップ控除】	【機器費】×1/10+【共通仮設費】	【機器費】×2/10+【現場管理費】 +【据付間接費】+【設計技術費】	【機器費】×1/10 +【一般管理費等(工事費)]	